

埼玉県障害者生活支援事業補助金の見直しを求める 意見書

埼玉県は、在宅の心身障害児（者）（以下「障害者」という。）の地域生活を支援するため、身近な場所で、障害者及びその家族の必要に応じて、迅速・柔軟なサービスを提供する団体に助成する市町村に補助することにより、障害者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ることを目的に、平成10年度より、障害者生活支援事業を施行した。

当初、県補助金1/3、市町村補助金1/3、利用者負担1/3の制度設計でスタートしたが、平成11年に市町村の人口規模による補助限度額を設定し、現在にいたっている。平成22年度時点での実施市町村数は、59市町村とさいたま市で、年間の利用登録者数は13,480人、利用時間数は320,366時間であり、ホームヘルパーやショートステイ、デイサービスといった法定の福祉サービスでは対応できない隙間を埋めるための事業として、地域で生活する障害者のニーズに合った支援事業として利用者が飛躍的に増加している。

しかしながら、障害者生活支援事業補助金交付要綱別表2の市町村の人口規模による限度額設定により、当初の県、市町村、利用者による1/3ずつの制度設計は成り立たなくなり、利用者登録及び利用時間の増加により、年度ごとに市町村の負担が大きくなっている。

以上を踏まえて、下記の項目について見直しを求める。

記

- 1 障害者（児）施策における補助事業において、市町村の人口規模による補助金限度額設定は意味をなさない。補助割合、要件、基準等について、制度の見直し、再構築をすること。
- 2 基準単価限度額1,900円、障害者利用料限度額950円、年間利用時間の上限150時間について、再度見直すこと。

- 3 県障害者生活支援事業補助金交付要綱、別表2、第3欄に補助率1/2と記載があり、当初の制度設計の補助率1/2を厳守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月26日

深谷市議会議長 田島信吉

埼玉県知事 上田清司様